二十九	アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式のもの以外のものを製造する事業	［略］	［略］	［略］
三十～四十六	［略］	［略］	［略］	［略］

別表第四（第三十八条、第四十条、第四十一条、第四十二条、第四十三条、第四十四条の二関係）

事業の区分	特定計量器その他の器具、機械又は装置	数量	計量士
一～四　［略］	［略］	［略］	［略］
五　熱量	イ　［略］	［略］	［略］
	ロ　非自動はかり（経済産業大臣が別に定めるものに限る。）	［略］	
	ハ　［略］	［略］	
六　濃度	イ　［略］	［略］	［略］
大気中の物質の濃度に係る事業	ロ　非自動はかり（経済産業大臣が別に定めるものに限る。）	［略］	
	ハ　イオン交換式、逆浸透膜式若しくは蒸留式の純水製造装置又は純水	［略］	
	ニ　対象物質の分析方法に応じ必要となる排ガス処理のための装置（経済産業大臣が別に定めるものに限る。）	［略］	
	ホ　対象物質の分析方法に応じ必要となる排水処理のための装置（経済産業大臣が別に定めるものに限る。）	［略］	
	ヘ　温度計（経済産業大臣が別に定めるものに限る。）	［略］	
	ト　ガスメーター（経済産業大臣が別に定めるものに限る。）又は流量計（気体を吸引する機能を有する装置に内蔵されたものを含む。）	［略］	

二十九	アネロイド型血圧計のうち、検出部が電気式のもの以外のものを製造する事業	［略］	［略］	［略］
三十～四十六	［略］	［略］	［略］	［略］

別表第四（第三十八条、第四十条、第四十一条、第四十二条、第四十三条、第四十四条の二関係）

事業の区分	特定計量器その他の器具、機械又は装置	数量	計量士
一～四　［略］	［略］	［略］	［略］
五　熱量	イ　［略］	［略］	［略］
	ロ　非自動はかり（ひょう量が百グラム以上であって感量が一ミリグラム以下のものに限る。）	［略］	
	ハ　［略］	［略］	
六　濃度	イ　［略］	［略］	［略］
大気中の物質の濃度に係る事業	ロ　非自動はかり（ひょう量が百グラム以上であって感量が一ミリグラム以下のものに限る。）	［略］	
	ハ　イオン交換式若しくは蒸留式の純水製造装置又は純水	［略］	
	ニ　対象物質の分析方法に応じ必要となる排ガス処理のための装置（有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するものに限る。）	［略］	
	ホ　対象物質の分析方法に応じ必要となる排水処理のための装置（有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するものに限る。）	［略］	
	ヘ　温度計（計量範囲が零度から五百度よりも広いものであって、目量が二度以下のものに限る。）	［略］	
	ト　ガスメーター（一時間当たりの使用最大流量が三百リットルまでの範囲の流量を計測することができるものに限る。）	［略］	